

5 近経第 1 1 5 号
令和 5 年 1 0 月 2 日

大阪府大阪市旭区大宮 4 - 1 5 - 1 2

株式会社ひさ野
代表取締役 久野 広一 殿

近畿中国森林管理局長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が、建設業法の規定に違反し、令和 5 年 3 月 3 1 日に、建設業許可部局（大阪府）より、建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示処分を受けたことは誠に遺憾である。

よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事案が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成 1 9 年 7 月 2 日付け 1 8 林政第 7 9 3 号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、令和 5 年 1 1 月 2 日までに近畿中国森林管理局経理課にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

- 1 指名停止の期間 令和 5 年 1 0 月 3 日 ～ 令和 5 年 1 1 月 2 日（1 ヲ月）
- 2 指名停止の理由

株式会社ひさ野は、大阪府発注の工事において、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 7 条第 2 号及び第 2 6 条第 3 項の規定に違反して、同号に規定する当該建設業者の営業所における専任の技術者を、専任を要する主任技術者として工事現場に配置したため、令和 5 年 3 月 3 1 日に、建設業許可部局（大阪府）より、建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示処分を受けた。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 2 第 1 3 号（建設業法違反行為）に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。